

米子市要緊急安全大規模建築物の耐震診断結果の報告等に関する事
務処理要領

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 耐震診断結果の報告等（第4条－第8条）

第3章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第9条－第13条）

第4章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第14条－第17
条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第1
23号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物の耐震改修の促進
に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進
に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」とい
う。）及び米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27
年米子市規則第5号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要
な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次項に規定するもののほか、法又は法
に基づく命令に規定するところによる。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ
ろによる。

(1) 耐震診断判定書 市規則第2条各号に掲げる者（以下「第三者判定機関」
という。）が、技術指針事項に適合した耐震診断であると判定したことを証
する書類をいう。

(2) 耐震診断結果概要書 第三者判定機関による耐震診断の判定を受ける際に
当該機関へ提出した報告書のうち、耐震診断結果の概要が分かる書類（計算
結果等詳細資料を除く。）をいう。

(3) 耐震改修計画判定書 第三者判定機関が、技術指針事項に適合した耐震改
修の計画であると評価したことを証する書類をいう。

（市長が別に定める者）

第3条 市規則第2条第2号に規定する市長が別に定める者は、次に掲げる者と
する。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置している者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

第2章 耐震診断結果の報告等

（耐震診断の結果を証する書類）

第4条 市規則第2条に規定する耐震診断の結果を証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断判定書の写し（当該建築物について、平成25年11月25日以後に耐震診断を実施した場合に限る。）
 - (2) 耐震診断結果概要書（当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画概要書（耐震改修計画の報告書のうち、当該耐震改修計画の概要が分かる書類（計算結果等詳細資料を除く。）をいう。第9条第1項第2号において同じ。））の写し
 - (3) 耐震診断を実施した時点（当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、当該耐震改修工事を実施した時点）の付近見取図、配置図及び各階平面図
 - (4) 市規則別記様式に規定にする書類（建築基準法第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。）
 - (5) 当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（別記様式第1号）
 - (6) 平成25年11月25日以後に耐震診断を実施した建築物にあっては、当該建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面
- 2 前項第1号の耐震診断判定書の写しは、当該耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し若しくは崩壊する危険性が高い若しくはその危険性があると評価された場合又は耐震改修工事を実施した場合にあっては、提出することを要しない。

（耐震診断結果報告に係る是正命令）

第5条 法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、別記様式第2号に規定する命令書により行うものとする。

- 2 前項の命令を受けた所有者は、当該命令に係る是正を完了したときは、別記

様式第3号に規定する報告書により、その旨を報告するものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る指示)

第6条 法第12条第2項(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指示は、別記様式第4号に規定する指示書により行うものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する報告の要求)

第7条 法第13条第1項の規定による要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告の要求は、別記様式第5号に規定する通知書により行うものとする。

2 前項の要求を受けた所有者は、別記様式第6号に規定する報告書により、当該要求に対する報告を行うものとする。

(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物に係る台帳の整備)

第8条 市長は、耐震診断の結果の報告に関する事項を記載した台帳(別記様式第7号)を整備し、これを保存しておかなければならない。

第3章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類)

第9条 建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類として、市規則第4条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断判定書(当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画判定書)の写し
- (2) 耐震診断結果概要書(当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画概要書)の写し
- (3) 耐震診断を実施した時点(当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、当該耐震改修工事を実施した時点)の付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 市規則別記様式に規定する書類(建築基準法第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。)
- (5) 当該建築物について耐震改修工事を実施した場合にあっては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書(別記様式第1号)(第三者判定機関による現地確認を実施した場合にあっては、現地確認書(第三者判定機関が耐震改修計画の報告書どおりに工事が行われたことを確認した書類をいう。))の写し

をもって代えることができる。)

(6) 当該建築物の耐震診断を実施した者又は耐震改修計画を策定した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

2 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の建築物については、前項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。この場合においては、同項第2号に掲げる書類に代えて耐震診断の結果報告書（建築物の耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画の報告書）の写しを添付するものとする。

（基準適合認定建築物の改変等）

第10条 法第22条第2項の認定を受けた者は、当該基準適合認定建築物において耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合は、改めて、同条第1項の規定による認定の申請をしなければならない。

（認定することができない旨の通知）

第11条 市長は、法第22条第2項の認定をすることができないと認めるときは、当該認定を申請した者に対し、別記様式第8号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し等）

第12条 市長は、法第23条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消すときは、当該基準適合認定建築物の所有者に対し、別記様式第9号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する取消しを行うに当たっては、法第24条第1項の規定により、当該基準適合認定建築物の所有者に対し、別記様式第10号に規定する通知書により、当該基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告を求めるものとする。

3 前項の要求を受けた所有者は、別記様式第11号に規定する報告書により、当該要求に対する報告を行うものとする。

（台帳の整備）

第13条 市長は、基準適合認定建築物に係る事項を記載した台帳（別記様式第12号）を整備し、これを保存しておかななければならない。

第4章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類）

第14条 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類として、市規則第5条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断判定書の写し

- (2) 耐震診断結果概要書の写し
- (3) 耐震診断を実施した時点の付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 当該区分所有建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面
(認定することができない旨の通知)

第15条 市長は、法第25条第2項の認定をすることができないと認めるときは、当該認定を申請した者に対し、別記様式第13号により、その旨を通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物に係る指示)

第16条 法第27条第2項の規定による指示は、別記様式第14号に規定する指示書により行うものとする。

2 市長は、前項の指示を行うに当たっては、法第27条第4項の規定により、当該要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、別記様式第15号に規定する通知書により、当該要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告を求めるものとする。

3 前項の要求を受けた区分所有者は、別記様式第16号に規定する報告書により、当該要求に対する報告を行うものとする。

(台帳の整備等)

第17条 市長は、要耐震改修認定建築物に係る事項を記載した台帳（別記様式第17号）を整備し、これを保存しておかなければならない。

第5章 雑則

(資料等の提出)

第18条 第9条及び第14条に規定するほか、法第22条第2項又は第25条第2項の規定に基づく認定を行うに当たり、建築基準法への適合の状況を確認するために必要があると認めるときは、当該確認のために必要な書類等の提出を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。